

『みんながみんなに思い出遊具』募集要項

1. 『みんながみんなに思い出遊具』について

知多市の公園をより魅力的で愛着をもてるものとするため、市民や企業の皆様から「記念プレート付きの遊具等」の寄附をいただき、設置するものです。

“みんな”が慣れ親しんだ公園に、施設を贈ることで、その記憶を色あせないものにすると同時に、後世に続く子どもたち“みんな”が新たな“思い出”をつくれるよう、遊具等公園施設の寄附を募集します。

2. 募集概要

(1) 対象公園

知多市内の都市公園、その他公園、児童遊園地、ちびっこ広場

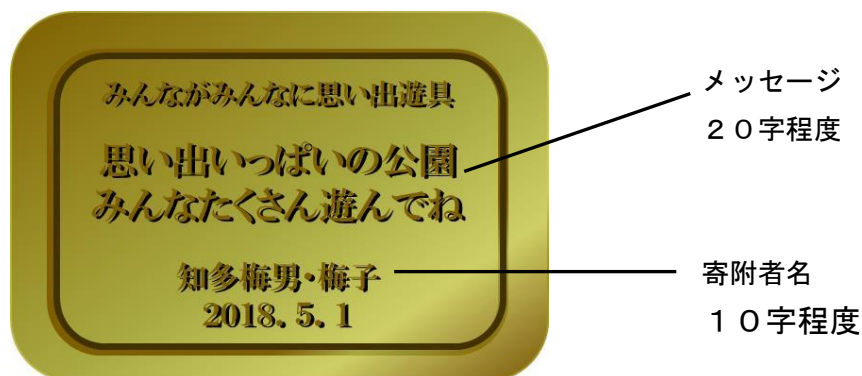
※ただし、公園の規模及び既存施設の設置状況等により、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承いただきますようお願いいたします。

(2) 寄附対象施設の種類と価格

別添「対象施設一覧」

(3) 記念プレートの仕様と記入例

真ちゅう製で文字はエッチングによる彫り文字で表示します。



プレート：真ちゅう製 幅80mm×高さ50mm

※プレートの大きさ、メッセージの文字数は、施設によって変わることがあります。

(4) 応募期間

平成30年5月1日から随時募集

(5) 応募方法

申込書に必要事項を記入のうえ、下記の窓口にご提出下さい。
申込書は、知多市ホームページからダウンロードできます。
また、下記窓口でも配布します。

【申込み窓口（問い合わせ先）】

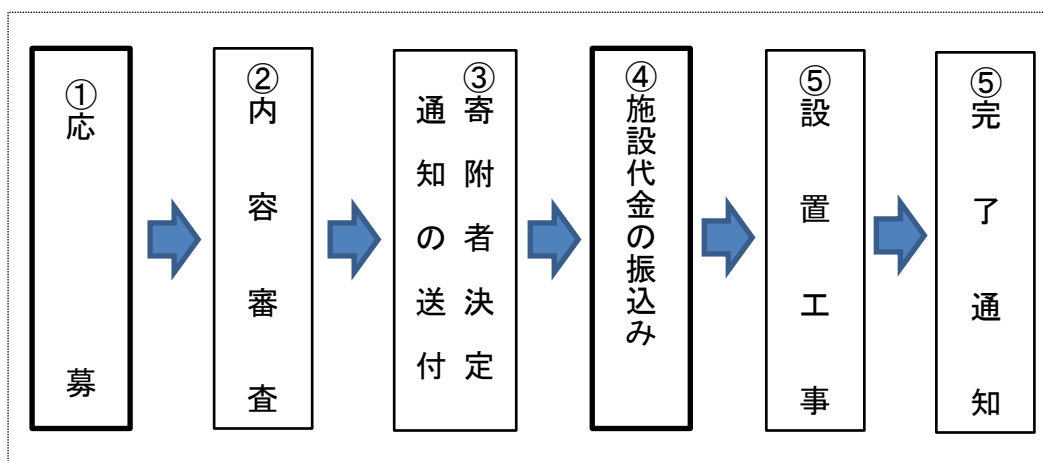
知多市 都市整備部 緑と花の推進課 公園チーム

〒478-8601

知多市緑町1番地

電話 0562-36-2673 E-mail midori@city.chita.lg.jp

(6) 応募から設置までの流れ



寄附者には、図の①と④の手続きを行っていただきます。

3. その他の注意事項

(1) 寄附者の表示

寄附者名等の表示については、個人名・団体名・企業名・ロゴ及び簡単なメッセージが、8 cm×5 cmの大きさの真ちゅう製金属プレートに表示できます。

ただし、以下が含まれる寄附者名およびメッセージは認められませんので、ご注意ください。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」その他これに類する業者の名称。

イ 知多市暴力団排除条例第2条第1号に規定する「暴力団」の名称。

ウ 公園管理者が、当該公園の景観又はイメージにそぐわないと判断する表現。また、品位にかける表現、個人・団体に対する誹謗・中傷、

社会貢献の表現を逸脱した広告に類する表現などふさわしくないと判断されるもの。

エ 商品名等特定の品物の呼称あるいは、政治・宗教を連想させる呼称等。

※表示するメッセージ、寄附者名等については、知多市で審査を実施し、内容の変更等願います。

(2) 寄附者の制限

次に掲げる個人、事業者等からの寄附はお受けできません。また、申し込み後にこの事実が判明した場合には、決定の取り消し等を行います。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」その他これに類する業者の名称。

イ 知多市暴力団排除条例第2条第1号に規定する「暴力団」の名称。

(3) 財産の帰属等

寄附された施設は知多市に帰属し、一般の利用に供する施設として利用します。ただし、老朽化した場合など、管理者が必要と認めた場合は、撤去又は移設することがあります。

(4) 設置場所

寄附をいただく遊具を設置する公園は、寄附者と調整のうえ決定しますが、決定した公園内の設置場所は指定出来ませんのでご了承ください。

(5) 完了通知

遊具設置後、遊具の位置、写真等を記載した「完了報告書」をお送りします。

(6) 遊具のデザイン及び製造・設置について

本事業は、一般社団法人日本公園施設業協会中部支社の協力のもとに実施します。遊具の製造・設置についても、同協会が担当しますので、遊具代金の振り込み先は、一般社団法人日本公園施設業協会になります。

(7) 寄付金の扱い

原則として、寄附金が振り込まれた後の表示内容の変更はできません。また、一旦振り込まれた寄附金は返金できませんのでご了承ください。